

平成26年第1回邑南町議会臨時会(第1日目)会議録

1. 招集月日 平成26年1月27日(平成26年1月16日告示)

2. 招集の場所 邑南町役場 議場

3. 開 会 平成26年1月27日(月) 午後2時45分
閉会 午後3時21分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	辰田 直久	13 番	亀山 和巳
14 番	石橋 純二	15 番	三上 徹	16 番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	辰田 直久	13 番	亀山 和巳
14 番	石橋 純二	15 番	三上 徹	16 番	山中 康樹		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副町長	桑野 修	総務課長	藤間 修
危機管理課長	細貝 芳弘	定住促進課長	原 修	企画財政課長	日高 輝和
情報推進課長補佐	上田 康典	町民課長	服部 導士	税務課長補佐	乙原 一成
福祉課長	飛弾 智徳	農林振興課長補佐	三上 英志	商工観光課長	日高 始
建設課長	土崎 由文	水道課長	朝田 誠司	保健課長	日高 誠
会計管理者	安原 賢二	瑞穂支所長	川信 学	羽須美支所長	加藤 幸造
教育委員長	河野 義則	教育長	土居 達也	学校教育課長	田中 節也
生涯学習課長	能美 恭志				

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 沖 幹雄 事務局係長 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成26年第1回邑南町議会臨時会議事日程

平成26年1月27日（月）午後2時45分開会

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

議案第2号 消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第3号 邑南町立養護老人ホーム条例の廃止について

議案第4号 財産の無償譲渡について

議案第5号 工事請負契約の変更契約の締結について

議案第6号 指定管理者の指定について

平成26年第1回邑南町議会臨時会会議録

平成26年1月27日（月）

—— 午後2時45分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

### 開会宣告

- 議長(山中康樹) それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、平成26年第1回、邑南町議会臨時会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(山中康樹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。6番宮田議員、7番漆谷議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 会期の決定

- 議長(山中康樹) 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日1月27日の1日限りとしたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1月27日の1日限りと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(山中康樹) 日程第3、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。議案第1号専決処分の承認を求めることについて、議案第2号消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第3号邑南町立養護老人ホーム条例の廃止について、議案第4号財産の無償譲渡について、議案第5号工事請負契約の変更契約の締結について、議案第6号指定管理者の指定について、以上6議案を一括上程をいたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。
- 石橋町長(石橋良治) 議長、番外。
- 議長(山中康樹) 石橋町長。
- 石橋町長(石橋良治) 本日提案いたします議案は専決処分の承認を求めることについてありますが1件、条例の制定が1件、条例の廃止が1件、その他の案件が3件、合計6件でございます。議案第1号の提案理由をご説明申し上げます。専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは地方税の改正に伴う延滞金の特例について後期高齢者医療保険料に適用するため邑南町後期高齢者医療に関する条例の一部改正を専決処分したものでございます。詳細につきましては担当課長から説明をさせますのでよろしくお願いします。

●服部町民課長(服部導士) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 服部町民課長。

●服部町民課長(服部導士) 議案第1号専決処分の承認を求めることについて、邑南町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。このたびの改正は、平成25年3月30日付けの地方税法の一部改正の中の延滞金の割合に関することにつきまして、後期高齢者医療保険料につきましても同様に改正する必要が生じたので、改正するものでございます。なお、邑南町税条例につきましては、既に3月31日付けで改正を行っております。改正の内容でございますが、本来の延滞金は、年14.6%の割合とし、納期限後1か月以内の場合は7.3%の割合として計算しておりますが、この納期限後1か月以内の場合につきましては、今回改正いたします附則第2項において特例措置として公定歩合に4%を加算した割合、現在は4.3%でございますので、7.3%を4.3%に軽減しております。今回の改正はこの特例措置につきまして、範囲を全体として、割合につきましても貸出約定平均金利、これは現在約1%でございますけれども、この金利に1%を加算した割合を基本として、14.6%につきましてはさらに7.3%を、7.3%につきましてはさらに1%を加算した割合とするものでございます。具体的には、金利により変動いたしますが、納期限後1か月以内でないものについては14.6%が概ね9.3%に、納期限後1か月以内のものは4.3%が概ね3%に軽減されます。以上のことを踏まえまして、新旧対照表をご覧ください。改正後の下線部分でございますように、まず、年14.6%の割合を加え延滞金全体を特例の対象としております。次のカッコ内の下線部分が、貸出約定平均金利に1%を加算した割合を特例基準割合とする部分でございます。次の下線部分が、この特例基準割合に、本来の延滞金の場合さらに7.5%を、納期限後1か月以内の場合は、さらに1%を加算する部分でございます。改正文に戻っていただきまして附則でございますが、施行を平成26年1月1日としております。そのため、昨年12月27日付けの専決処分をさせていただいたところでございます。以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長

●石橋町長(石橋良治) 議案第2号の提案理由をご説明申し上げます。消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、これは消費税率の改定に伴い使用料等の改定を行うため関係条例を整備する条例を制定するものでございます。詳細につきましては担当課長から説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

●藤間総務課長(藤間修) 番外

●議長(山中康樹) 藤間総務課長。

●藤間総務課長(藤間修) 議案第2号消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明申し上げます。この条例は、国の社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律による消費税法の一部改正に伴い本年4月1日より消費税率が5%から8%に引き上げられることに対

応するため邑南町の使用料手数料等の引き上げの条例改正を行うために本条例を制定するものでございます。別紙をご覧くださいと思います。条例の順番については邑南町例規集の掲載順としております。別紙にあります第1条邑南町手数料徴収条例から第40条邑南町生活排水処理施設使用料条例まで40項目の使用料手数料等につきまして、条例改正を行うものでございます。全てに統一しておりますが、消費税について5%から8%に改正し円未満を切り捨てた額に統一しております。附則として条例の施行日を平成26年4月1日としております。また、使用料等の経過措置として、施行日以降にかかるものに適用して施行日前に行った施設の使用料等にかかる納付については従前の例によるとしております。以上地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

●**石橋町長(石橋良治)** はい議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 石橋町長

●**石橋町長(石橋良治)** 議案第3号、議案第4号の提案理由説明をご説明申し上げます。まず議案第3号邑南町立養護老人ホーム条例の廃止についてでございますが、これは、養護老人ホーム香梅苑の事業廃止に伴い条例を廃止するものでございます。次に議案第4号財産の無償譲渡についてでございますが、これは養護老人ホーム香梅苑を民営化させるため無償譲渡するものでございます。詳細につきましては担当課長から説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

●**飛弾福祉課長(飛弾智徳)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 飛弾福祉課長。

●**飛弾福祉課長(飛弾智徳)** 議案第3号邑南町立養護老人ホーム条例の廃止についてご説明いたします。本町の公の施設のうち指定管理者制度を導入している施設につきましては今日まで民間にできることは民間に委ねることも念頭におき特別養護老人ホームや保育所の民設民営化を推し進め行政のスリム化、効率的な行財政運営の確保を目指してきたところでございます。このような中で福祉課所管分の施設につきましては全て本年3月末をもって指定管理期間が満了することから指定更新も併せ、検討いたしましたところ、平成12年度に建設し平成16年4月1日から社会福祉法人石見さくら会が指定管理者として今日まで運営してまいりました邑南町立養護老人ホーム香梅苑につきましてこれまでの10年間安定した管理運営状況であると認められることから同社会福祉法人にこれを無償譲渡し民設民営での運営を目指すことから条例を廃止しようとするものでございます。この条例の施行日でございますが、平成26年4月1日としており附則に規定をしております。また、条例に定めております秘密保護義務規定などの義務について施行の日の前日まで同様に適用する旨経過措置として規定をしております。なお、この条例が可決されますと国及び県に対して補助金等に関する予算の執行の適正化に関する法律に基づく財産処分の報告、承認などの手続きを進めることとなります。以上のとおり邑南町立養護老人ホーム条例を廃止したいので地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。続きまして議案第4号財産の無償譲渡についてご説明をいたします。本議案につきましても議案第3号で経過等ご説

明いたしました。平成26年4月1日での邑南町立養護老人ホーム香梅苑の民設民営化に向けて次のとおり財産を無償で譲渡するものでございます。まず、譲渡目的及び用途でございますが養護老人ホームの運営主体を民営化させるためでございます。譲渡する財産でございますが建物につきましては名称は香梅苑、所在は邑南町矢上347番地、面積は延べ床でございますが、2千737.03平方メートルでございます。また、付属設備及び備品につきましては現在の運営を円滑に継続できるよう一式を対象としております。付属設備とは電気設備及び給排水、空調等の機械設備、備品は事務用机等181点でございます。譲渡価格は無償で譲渡する相手方は邑南町矢上347番地社会福祉法人石見さくら会理事長溝邊毅氏であります。なお、さきほどの議案第3号と併せ、この無償譲渡の議決を受けまして国、県に対して承認手続きを受けることになります。以上のとおり財産を無償で譲渡することについて地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長

●石橋町長(石橋良治) 議案第5号の提案理由をご説明申し上げます。工事請負契約の変更契約の締結についてでございますが、これは瑞穂小学校屋内運動場改築工事に係る工事請負変更契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。既に相手方と仮変更契約を結んでおりますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。詳細につきましては担当課長から説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

●田中学校教育課長(田中節也) 番外。

●議長(山中康樹) 田中学校教育課長。

●田中学校教育課長(田中節也) 議案第5号についてご説明いたします。これは、あの、邑南町下田所地内で実施中の平成25年度学校施設環境改善交付金事業瑞穂小学校屋内運動場改築工事につきまして外構工事を追加して施工することが必要なために工事請負契約額の増額変更をお願いするものでございます。変更増となります工事の主なものですが、駐車スペースのアスファルト舗装工事や安全対策工事としての雨水排水用の水路へのグレーチング蓋の設置とガードパイプの設置などであります。このため、工事請負契約額を1千214万5千350円増額し、変更後の工事請負契約額を1億6千996万350円で邑南町上亀谷456番地1有限会社河野建材代表取締役河野勝信氏と1月21日に仮契約をしたところです。以上工事請負契約の変更契約を締結したいので地方自治法第96条第1項及び邑南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものです。よろしく申し上げます。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長

●石橋町長(石橋良治) 議案第6号の提案理由をご説明申し上げます。指定管理者の指定についてでございますが、これは邑南町観光案内所等について指定管理者を産直市みずほ企業組合に指定しようとするため議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当

課長から説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

●日高商工観光課長(日高始) 番外。

●議長(山中康樹) 日高商工観光課長。

●日高商工観光課長(日高始) 議案第6号についてご説明を申し上げます。このたびの指定管理につきましては先般庁議にはかり指名により指定管理者として産直市みずほ企業組合を指定し議案として上程するものでございます。邑南町観光案内所は通称で申し上げますと道の駅みずほ、でございます。また、邑南町農林水産物直売食材供給施設は産直市みずほ、でございます。さらに邑南町農産物処理加工施設は道の駅みずほに近接しております農産物加工場のことでございます。この3つの施設につきましては産直市みずほ企業組合がこれまでも指定管理を受けて運営をしております。本年3月31日でそれぞれ指定管理の期間が終了しますが、これまでも良好な経営のじょうきょう、経営の状態であると判断し指定期間を5か年として継続して指定するものであります。以上ご審議をよろしくお願いいたします。

●議長(山中康樹) 以上で、提出者からの提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。始めに、議案第1号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●議長(山中康樹) ありませんか。無いようですので、議案第1号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第2号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんか。

●日野原議員(日野原利郎) 10番。

●議長(山中康樹) 日野原議員。

●日野原議員(日野原利郎) 議案第2号についてですが、あのう、内容まあいろいろ、あのう、バラバラと見させていただいたんですが、特に、あのう、公民館の使用、使用料条例であるとか、グラント等の使用料条例等、まあ、今まで細かくあのう午前午後とかあったのが今回そのへんも見直されたということですか。そのへんの施設も。

●能美生涯学習課長(能美恭志) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 能美生涯学習課長。

●能美生涯学習課長(能美恭志) 失礼いたします。公民館あるいはグラウンドでございますが、これまで、午前午後夜間というように、あの、4時間ないしは3時間半というふうに区切っておりました。えー、その関係で12時から13時まで、あるいは17時から18時という1時間があのう設定がなされておりました。その関係で公民館等利用される方は5時間とか6時間とか利用される方もありますので、その点も今回消費税の見直しに併せまして1時間単位にさせていただいて改正をさせていただきたいと思っております。

●日野原議員(日野原利郎) 議長。

●議長(山中康樹) 10番、日野原議員。

●日野原議員(日野原利郎) まあ、あのう、今回消費税が5%から8%に上がるということで改正があったわけですが、そのへん、いろいろ見直されてこれまで比較的煩雑あるいはちょっといろいろ疑義があったところが、あのう、すっきりしたといえれば非常に私もいいことだというように思います。ただ、これで計算してみても使用料が高くな、さん、1%高くなった

のか安くなったのかそのへん全くわかりませんが、まあ、あのう非常に煩雑であったのがきちっと見直されて時間単位でやられたというのは私はいいいことだというように思います。以上です。

●**議長(山中康樹)** 他にはありませんか。無いようですので、議案第2号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第3号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●**議長(山中康樹)** ありませんか。無いようですので、議案第3号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第4号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●**中村議員(中村昌史)** 議長、9番。

●**議長(山中康樹)** 9番、中村議員。

●**中村議員(中村昌史)** 財産の無償譲渡ということで香梅苑を石見さくら会に譲渡しようということでございますが、2つほど教えていただきたい。えー、譲渡すること自体についてですが、相手方をとくめいにするということの是非、法的に問題はないのか、それから第3号です。設置条例を廃止すればまあ普通財産になるわけで、処分ができるわけですが、あのう、普通財産になった後、譲渡に至るまでの手続きとして、あのう、同日にですね、譲渡するということが可能なのか、これたとえば、公告をしなきゃいかんとか、そういうふうなことはないのかその2点をお伺いします。

●**飛弾福祉課長(飛弾智徳)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 飛弾福祉課長

●**飛弾福祉課長(飛弾智徳)** 譲渡について、相手方を指名ということでございますけれども、これは、随意契約で地方自治法施行令の167条の2第1号第2項に、あの、じょうと、随意契約ができるじょうれい、条項になっておりますけれどもその中で、その中の条件の中に、一般競争入札等にかかけられない場合という項目がございます。これについては地方自治体が公共施策等の実施のために特定の者に対して無償譲渡することが必要なときは、条例または議会の議決によって随意契約を結ぶことができるという解説が、専門書に、専門書といえますか、ぎょうせいの、株式会社ぎょうせいの地方実務辞典に掲載されておまして、これらに基づいて議会の議決を得ることによって、これは可能であるというふうに判断しております。それから、普通財産について公告等なしでということでございますが、これにつきましてもその事業をそのまま継続するというので、えー、施設と併せて譲渡ということでございまして、廃止の施行日が4月1日でございますが、それに合わせて施行日を同日ということで起案をし、手続きを進めていきたいというふうに考えております。

●**中村議員(中村昌史)** はい。

●**議長(山中康樹)** 9番、中村議員

●**中村議員(中村昌史)** えーと、公の公告ですね、これはなくてもいいということなんですね。

●**飛弾福祉課長(飛弾智徳)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 飛弾福祉課長

●**飛弾福祉課長(飛弾智徳)** これと、これもあの譲渡と、この議決と同じでございまして、

公告というのは、その、いろいろ公募等の場合でございますので、これは指定する石見さくら会に譲渡ということで、議決をいただくということで、問題ないと公告等は必要ないと思っております。

●議長(山中康樹) 6番、宮田議員。

●宮田議員(宮田博) 同一の質問でございましたので結構です。

●議長(山中康樹) 他にはありませんか。無いようですので議案第4号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第5号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●大屋議員(大屋光宏) 8番。

●議長(山中康樹) 8番、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) まず、あの2点ありますが、一つは変更となるあの増額分の予算千214万5千350円の財源が何であるか、もう一点は、総事業費から見てもかなり大きな事業でありますし、さきほどの説明でも必要な工事であるという説明ではあったんですが、何であの、今年度の当初の最初にやるべき事業として外構工事、あとは、安全対策を入れてなかったのか、その2点についてお願いします。

●田中学校教育課長(田中節也) 番外。

●議長(山中康樹) 田中学校教育課長。

●田中学校教育課長(田中節也) まずあの外構工事増額分の財源措置でございますけども、基本的には、交付金あーすいません、補助事業でございますけども、それには補助対象事業費というのが、文科省の基準がございまして、それをオーバーした分については当然一般財源の対応になると思います。で、外溝については、もともとそういった一般財源部分に考えられます。それから、当初からなぜ外構を工事として出していなかったということなんですけども、この事業予算はですね、平成24年度の年度末に臨時交付金の関係で前倒し予算という要請がありましてそれに応えて25年度で本来事業等する予定でしたけども24年度でもう既に補正予算で概算で予算を出しまして繰り越しさせてもらった部分でございます。で、外構工事につきましては当然建築工事の中に含まれておりましたけども、当初の発注のときにはですね外構工事を少し絞った形で発注しときまして、もしそれで入札してその執行予算が足りない場合は後年度でまた外溝をお願いせにゃあいけんということで予定しておりましたけども入札した結果予算の状況を見た結果ですね、外構工事ができるという状況になりましたので今回変更させていただくということでございます。

●日高企画財政(日高輝和) 番外

●議長(山中康樹) 日高企画財政課長

●日高企画財政課長(日高輝和) 財源のことですけれども、先程、学校教育課長の方、一般財源というふうに申しましたけれども、補助金の補助残の方ですけども、合併特例債を充てることにしております、あ、この合併特例債分につきましては、あ、これがまた先程も副町長の方も言いましたけども地域の元気臨時交付金の算定基礎になるものでございますので、地域の元気臨時交付金そのものは充たりませんけれども、合併特例債を借り

たものが算定として地域臨時交付金の方に入るというしくみになっております。

●議長(山中康樹) はい8番、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) 学校教育課長の方からまあ当初の中では外構工事は絞ってやって最終的に入札減の中である程度できそうだから今回ということだったんですけど、結果的にそのこの外構工事と安全対策というのは場合によって今年度できなければ来年度やるということだったんだと思います。で、来年度であれば当然当初予算であって、工事は8月なり9月、あの4月以降ではなくてすぐには難しいんだと思いますが、そう考えれば体育館は3月いっぱいできて4月1日から〇〇(聞き取れず)ぎょうするけど、外溝工事は決してこの今回のものについては急がなくても差しさわりのない、ものであったと理解してもいいですか。今回あのしなくても先々であっても問題はない工事である理解でよろしいでしょうか。

●田中学校教育課長(田中節也) 番外。

●議長(山中康樹) 田中学校教育課長。

●田中学校教育課長(田中節也) 外構工事については、本体工事の周辺施設でございますので当然これも整備していかなければならないという当初からの構想でございました。先程も申し上げましたように予算というのが繰越予算で前年度の末になつてあわてて急きょ予算を計上した状況でございまして、まだ、実施設計が全て完了しないままの予算総額でございました。こういった関係でその予算の執行状況を見ながら、外構工事を進めていくという考えのもとに本年度進めさせていただきました。以上でございます。

●議長(山中康樹) 他にはありませんか。ありませんか。無いようですので、議案第5号に対する質疑を終わります。続きまして議案第6号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

●議長(山中康樹) ありませんか。無いようですので、議案第6号に対する質疑を終わります。以上で議案の質疑を終わります。これより、議案の討論、採決に入ります。始めに、議案第1号に対する討論に入ります。反対討論はありますか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありますか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第1号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第1号、専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。続きまして、議案第2号に対する討論に入ります。反対討論はありますか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありますか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第2号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第2号、消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第3号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第3号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第3号、邑南町立養護老人ホーム条例の廃止につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第4号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第4号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第4号、財産の無償譲渡につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第5号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第5号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

●議長(山中康樹) はい、賛成多数。したがって、議案第5号、工事請負契約の変更契約の締結につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第6号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、これより採決に入ります。議案第6号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第6号、指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

閉会宣告

●議長(山中康樹) 以上で、本臨時会に付議されました案件は、すべて議了^{ぎりょう}しましたので、これをもって、本臨時会を閉会したいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、本臨時会を閉会することに決定をいたしました。これをもちまして、平成26年第1回邑南町議会臨時会を閉会といたします。大変、ご苦労さまでございました。

—— 午後3時21分 閉会 ——